

令和 6 年 3 月 18 日
農 林 水 産 省

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項の個体識別番号等の表示義務違反に係る同法第 18 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の勧告及び公表の指針

1 勧告の指針

個体識別番号等の表示義務に違反していると畜者、販売業者及び特定料理提供者（以下「販売業者等」という。）に対しては、次に掲げる場合を除き、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第 18 条に基づく勧告を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたときも勧告を行う。

〔指導を行う場合〕

個体識別番号等の表示義務違反が、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した販売業者等が直ちに改善方策を講じている場合は、個体識別番号等の表示を是正するよう指導する。

2 公表の指針

法第 18 条に基づく勧告をした場合には、次の（１）から（３）までの事項を公表する。

ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な事実があれば、公表しないこととする。

- （１） 違反した販売業者等の氏名又は名称及び住所
- （２） 違反事実
- （３） 勧告の内容

なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わなくても（１）及び（２）の事項を公表することができる。